介護支援専門員実務研修（実習）にかかる協定

（事業所名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と、社会福祉法人　滋賀県社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、乙が実施する滋賀県介護支援専門員実務研修の実習について甲と次のとおり協定を締結する。

（実習の実施）

第１条　実習の最終的な責任は乙が負うものとし、介護支援専門員実務研修の必修科目となる実習を甲において実施するものとする。

（実習）

第２条　実習期間は、３日間（２１時間）とする。

２　実習場所は、原則として甲の事業所及び実習に協力する利用者（以下「実習協力者」とする。）の自宅等とし、必要に応じて甲が定めるものとする。

３　乙は甲に「実習要綱」等を提示し、乙は甲に実習の指導（以下「実習指導」という。）の方法等を説明し、実習の指針とするが、具体的な実習内容については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（実習教育と指導に関する合意書）

第３条　実習指導は、あらかじめ甲が乙に示した実習担当者を責任者として行うものとし、内容については滋賀県介護支援専門員実務研修　実習実施要綱（平成２９年８月９日付け滋医福第１１５１号医療福祉推進課長通知）によるものとする。

（連携と協力）

第４条　甲と乙は、実習の実施に当たって、双方、連携と協力を図り、円滑な実習を行うことができるよう努めるものとする。

（事故の責任）

第５条　本協定第２条の実習について介護支援専門員実務研修受講者（以下「実習生」という。）が、過失等により、甲または甲の利用者および第三者に損害を与えた場合は、実習生がその賠償の責任を負うものとする。

　　２　実習生の実習期間中における事故および災害等による責任は、甲に故意または過失がある場合を除き、実習生が負うものとする。

（緊急時の対応）

第６条　乙は甲に対し、あらかじめ実習中の事故、病気、天災等緊急時における連絡先を伝えておくものとする。

２　甲は乙に対し、実習中の事故、病気、天災等緊急時には、速やかに連絡するものとする。但し、やむを得ない事情により甲が乙に対して連絡することが困難な場合は、当該事故等の対応後、速やかに乙に連絡するものとする。

（実習協力者への説明と同意）

第７条　甲は、実習協力者に対して、実習の目的や内容、期間等についての説明を適切に行い、同意を得るものとする。

２　甲は、実習協力者の権利を侵害しないよう、適切な配慮を行うものとする。

（実習生の権利）第８条　甲は、実習生の権利を侵害しないよう、適切な配慮を行うものとする。

　　２　乙は、甲に対して実習生に関する個人情報を必要最小限の範囲で提供するものとし、甲は実習生の個人情報について守秘義務を負うものとする。

（実習生の義務）

第９条　乙は、実習生に対し、実習期間中に知り得た事実について、実習期間中はもとより、実習終了後においても、個人情報保護法並びに介護保険法の趣旨に則り、守秘義務を負わせるものとする。

２　実習期間中の実習日および実習時間は、甲の職員の勤務日および勤務時間、実習内容等を勘案し、甲の実習担当者と実習生で定めるものとする。

（実習指導料）

第１０条　乙は甲に対し、実習指導料として実習生１人につき３，０００円を支払うもの　　　　　　　　とする。

（実習結果の報告）

第１１条　甲並びに乙は、実習の経過と結果において相互の疑義と評価を共有し、情報を率直に伝え、相互に回答し、その後の実習と実践を向上させる目的で、報告書により実習結果を報告するものとする。

（協定の更新および変更）

第１２条　甲は実習事業所の要件に変更がない場合、この協定を次年度も更新するものとし、以後も同様とする。

　　　　　但し、以下の変更がある場合は、甲は別に定める変更届を速やかに提出するものとする。

1. 法人名、事業所名の変更
2. 住所の変更
3. 事業所代表者の変更

（協定の解除）

第１３条　甲は以下の要件を満たさなくなった場合、乙に対して別に定める解除届を速やかに提出し、この協定を解除するものとする。

1. 特定事業所加算対象事業所でなくなった場合
2. その他やむをえない特段の事情が生じた場合

（その他）

第１４条　本協定の履行に関し、とくに定めのない事項の取扱いおよび解釈上、疑義が生じた場合の取扱いについては、その都度、甲乙協議によるものとする。

以上、協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名捺印の上、各自１通を保有するものとする。

令和　５　年 　１１　月 １４　日

甲　　　　　　法　　人　　名

事 業 所 住 所

事　 業 　所 　名

事業所代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　印

乙　　　　　　法　人　住　所　　　　　〒525-0072　　滋賀県草津市笠山7丁目８－１３８

法　　人　　名　　　　　　社会福祉法人　滋賀県社会福祉協議会

法人代表者名　　　　　　　　　会　長　　　　　　市　川　忠　稔　　　　　　　印